



2023年11月6日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 類
(コード番号：3810 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 取 締 役 緒方 淳一
(TEL 0570-032-085)

第三者割当による行使価額修正条項付第39回及び第40回新株予約権の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年10月20日付の取締役会において決議いたしました、DIC投資事業組合（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第39回新株予約権（以下「第39回新株予約権」といいます。）及び第40回新株予約権（以下「第40回新株予約権」といい、第39回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（3,312,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年10月20日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第39回及び第40回新株予約権の発行並びに第三者割当て契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	2023年11月6日
(2) 発行新株予約権数	23,500個 第39回新株予約権 17,500個 第40回新株予約権 6,000個
(3) 発行価額	総額3,312,000円（第39回新株予約権1個当たり144円、第40回新株予約権1個当たり132円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,350,000株（新株予約権1個につき100株） 第39回新株予約権 1,750,000株 第40回新株予約権 600,000株 下限行使価額（下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」において定義します。）は204円（但し、本新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は2,350,000株です。
(5) 調達資金の額	996,312,000円（差引手取概算額）(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は、第39回新株予約権が400円、第40回新株予約権が500円です。 いずれの回号においても、本新株予約権の行使価額は、当初固定されていますが、当社取締役会の決議により行使価額修正型への移行を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に

	<p>係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の末日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。</p> <p>いずれの回号においても、上記の計算による修正後の行使価額が 204 円を下回る場合（以下、当該金額を「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は取引日にあたらないものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	DIC 投資事業組合に対して、第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2023 年 11 月 7 日から 2025 年 11 月 6 日までとする。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、割当先と合意の上、第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当て契約においては、下記の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の停止 ・当社が、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、新株予約権の行使制限措置を講じること <p>なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（7,000,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上